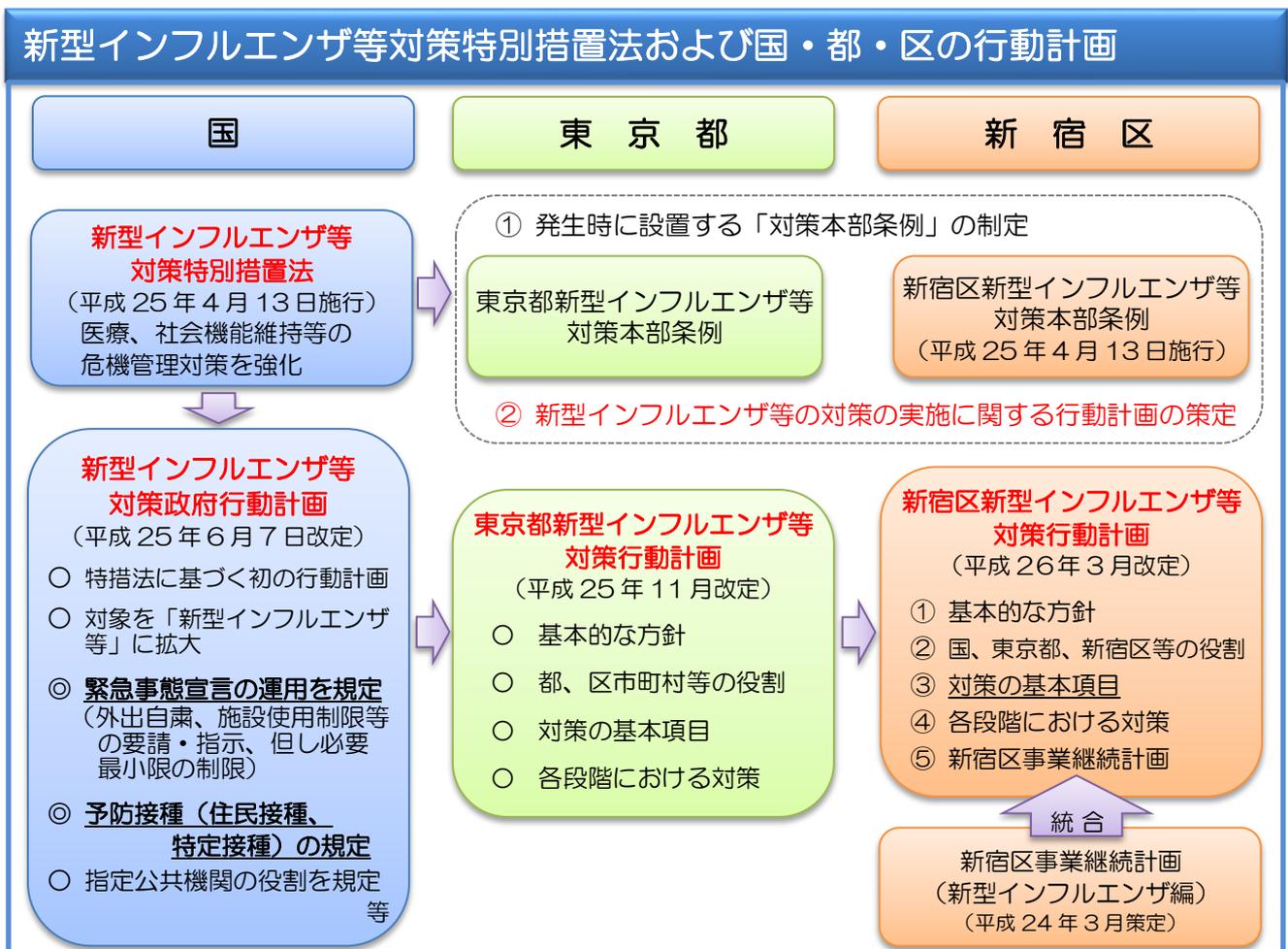


# 新宿区 新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

平成26年3月  
平成29年4月改定



## 計画の構成

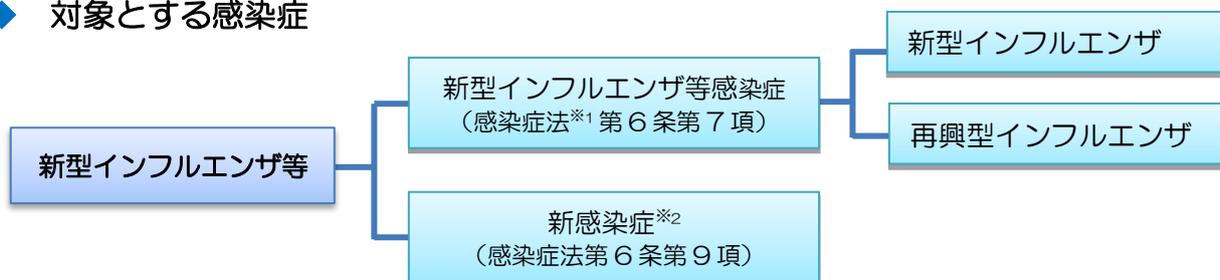
基本的な方針	1. 計画の基本的考え方 2. 対策の目的 3. 被害想定 4. 発生段階の考え方 5. 対策実施上の留意点
国、東京都、 新宿区等の役割	1. 基本的な責務 2. 新型インフルエンザ等に対応する新宿区の実施体制
対策の基本項目の 考え方と区の対応	1. サーベイランス・情報収集 2. 情報提供・共有 3. 区民相談 4. 感染拡大防止 5. 予防接種 6. 医療 7. 区民生活及び経済活動の安定の確保
各段階における対策	各発生段階ごとの区における対策の詳細
新型インフルエンザ等 対策事業継続計画	1. 事業継続計画（新型インフルエンザ等対策）の考え方 2. 調査概要 3. 業務選定の考え方 4. 業務選定における留意点 5. 業務選定の結果

## はじめに・基本的な方針

- ◆ 新宿区（以下「区」という。）では、これまでに国及び東京都の新型インフルエンザ対策行動計画等を踏まえ、平成 19 年 1 月に「新宿区新型インフルエンザ対策行動計画」（平成 21 年 9 月に改定）を、平成 24 年 3 月に「新宿区事業継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定して、新型インフルエンザ対策を推進してきました。

平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行されたことに伴い、国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を新たに作成し、次いで東京都が「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を新たに作成したことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、区が既に策定してきた行動計画と事業継続計画を一本化し、特措法第 8 条に基づき、新たな行動計画を策定したものです。

- ◆ 対象とする感染症



\*1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

\*2 全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定

- ◆ 対策の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護します。
2. 区民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにします。

## 被害想定

＜被害想定算出のための前提となる事項＞

健康被害に関しては、東京都の流行予測に準拠し、区民の約 30%が罹患するものとして流行予測を行いました。社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%程度（2 週間程度）が欠勤すると想定されています。第一波の期間は約 8 週間、その後の第二波、第三波により長期化する可能性もあると想定しています。

健康被害		東京都	新宿区	新宿区 屋間人口
流行予測	罹患割合	30%		
	患者数	3,785,000 人	92,732 人	182,437 人
流行予測 による 被害	外来受診者数	3,785,000 人	92,732 人	182,437 人
	入院患者数	291,200 人	7,134 人	14,036 人
	死亡者数	14,100 人	345 人	680 人
流行予測 ピーク時の 被害	1 日新規外来患者数	49,300 人	1,207 人	2,377 人
	1 日最大患者数	373,200 人	9,143 人	17,989 人
	1 日新規入院患者数	3,800 人	93 人	184 人
	1 日最大必要病床数	26,500 床	649 床	1,278 床

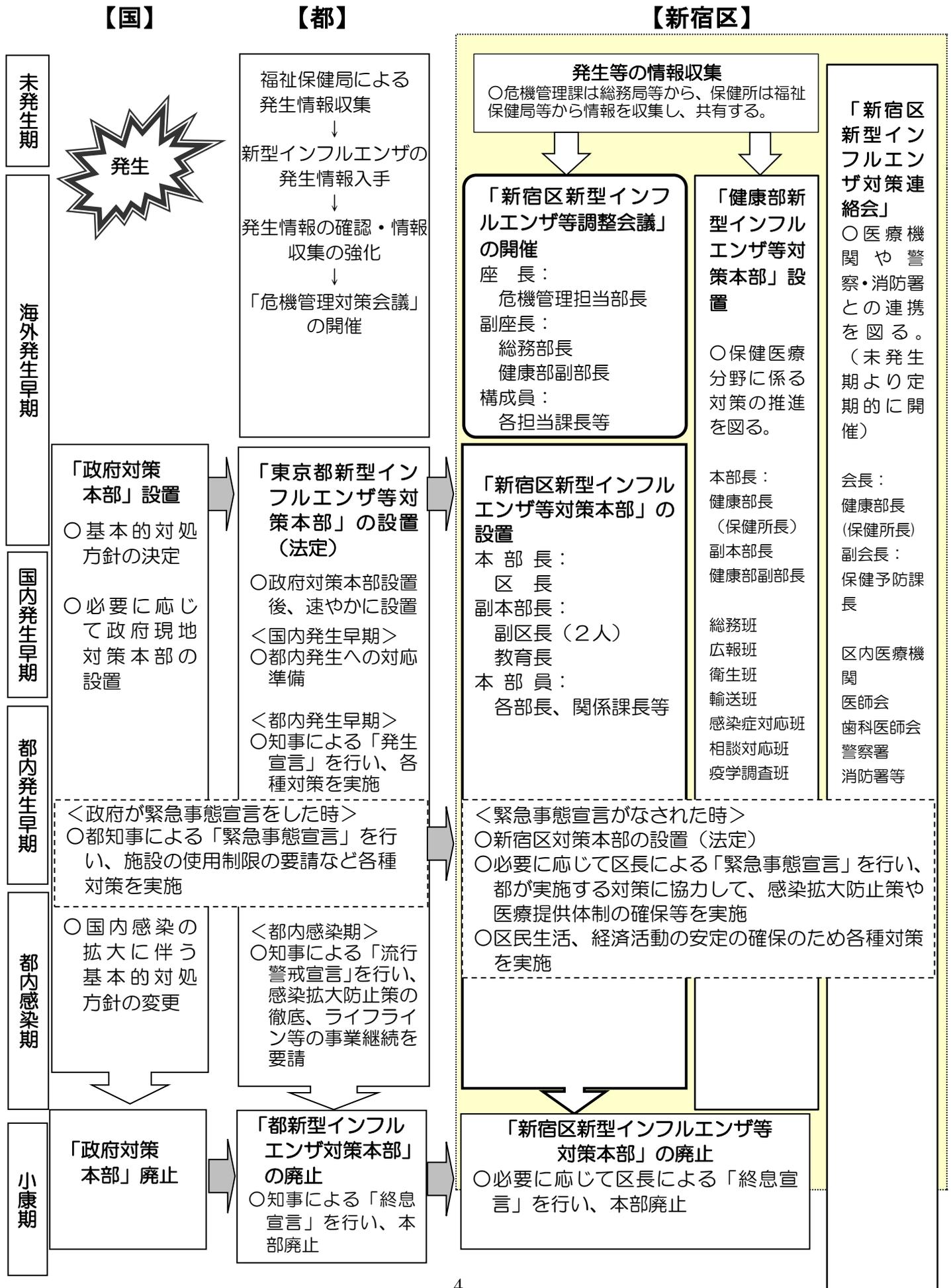
## 発生段階の考え方

発生段階は、都行動計画に定める未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期としています。

また、医療現場においては、3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備します。

政府行動計画		東京都（新宿区）		状態・移行の考え方	
国	地方				
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	＜医療体制＞ 第一ステージ （通常の院内体制）	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	＜医療体制＞ 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ （院内体制の強化）		流行注意報発令レベル（10 人／定点）を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ （緊急体制）		流行警報発令レベル（30 人／定点）を目安とし、さらに定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から、病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

# 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制



## 対策の基本項目の考え方と区の対応

### ◆ サーベイランス・情報収集

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することをいいます。サーベイランスを通じ、新型インフルエンザ等に関する様々なデータを系統的に収集・分析し、また、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元し、効果的な対策に結びつけます。

### ◆ 情報提供・共有

情報提供及び情報共有は、危機管理に関わる重要課題になるとの観点から、新型インフルエンザ等に関する情報を、各発生段階に応じて適切に提供します。また、わかりやすい情報提供に努め、情報の共有を図ることで、区民及び関係機関等が十分な情報を基に、適切な判断・行動がとれるよう促します。

### ◆ 区民相談

新型インフルエンザ等の発生による区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、最新の情報や医療機関への受診方法などについて各種相談に応じられるよう、相談体制を整えます。

### ◆ 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで医療提供体制の整備に要する時間を確保し、患者数の急激な上昇を抑え、既存の医療資源、医療体制への負担を最小限に留めることを目的とします。

### ◆ 予防接種

予防接種には特定接種と住民接種の2種類があります。これらの予防接種は、個人の発症や重症化を防ぎ、受診・入院患者数や重症者数を医療体制が対応可能な範囲内に収め、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目的とします。

区分		対象者等	接種体制
住民接種	緊急事態宣言が行われている場合 (特措法第46条)	<b>全国民</b> ①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、 ④高齢者の4つに区分し、発生時に新型インフルエンザの病原性等を踏まえて接種順位を決定する。	原則、 集団的接種
	緊急事態でない場合 (予防接種法第6条3項)		
特定接種(特措法第28条)		医療の提供、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者のうち、厚生労働大臣の示す基準に該当する者	原則、 集団的接種

### ◆ 医療

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数等の大幅な増大が予測されますが、地域における医療資源(医療従事者、病床数等)には限りがあります。このため、未発生期から区における医療関係機関等との連携・協力のもと、医療資源の効果的・効率的な活用のための体制をあらかじめ整備しておきます。

### ◆ 区民生活及び経済活動の安定の確保

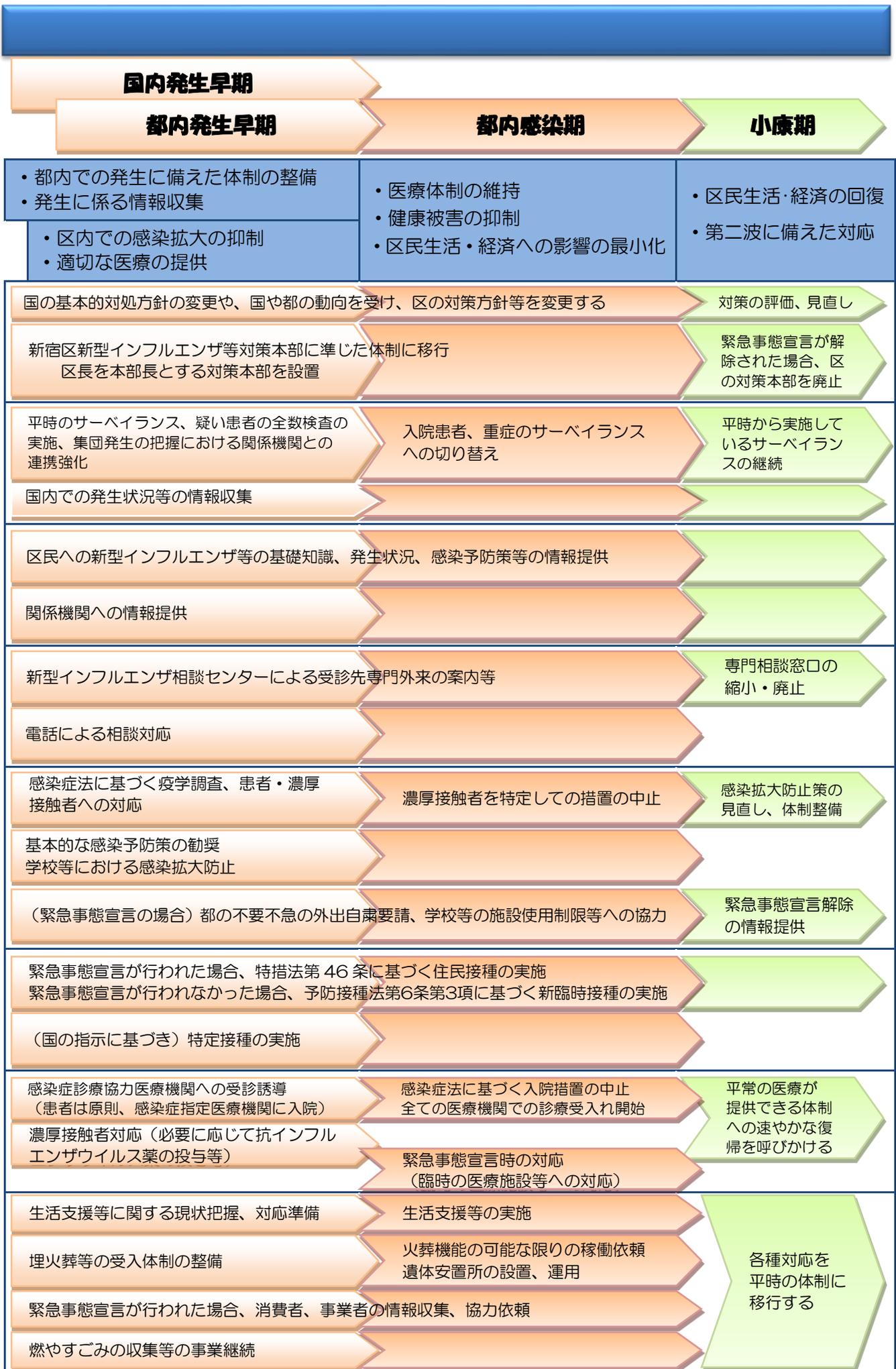
新型インフルエンザは、区の人口の30%がかり患し、地域での流行が約8週間程度続くとされており、本人や家族のり患等により従業員の最大40%が欠勤するとされています。

これらに伴い、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、区、都、医療機関、事業者及び区民は、それぞれの役割に応じ発生前から十分な準備を行い、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要です。

# 各発生段階における基本項目別対策

発生段階	未発生期	海外発生期
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備えた体制整備と発生時の対応の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内侵入をできる限り遅らせる</li> <li>都内発生に備えた体制の整備</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画の策定／訓練</li> <li>区の体制整備、関係機関との連携体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新宿区新型インフルエンザ等調整会議」を開催し、区としての対策方針等を協議</li> </ul>
1. サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における感染症サーベイランス（発生状況の把握）情報の提供</li> <li>国、都等からの情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時のサーベイランスに加え、都の基準に準じた国内発生時の対応の検討、実施</li> <li>海外での発生状況等の把握</li> </ul>
2. 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民への新型インフルエンザ等の知識の情報提供、広報体制の整備</li> <li>関係機関への情報提供と連絡体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民への海外での発生状況等、最新情報の広報</li> <li>関係機関への情報提供</li> </ul>
3. 区民相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>全庁的な相談体制を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都と連動し新型インフルエンザ相談センター設置、受診先専門外来の案内等</li> </ul>
4. 感染拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や都と連携し、入国者等に対する疫学調査の実施</li> <li>基本的な感染予防策の注意喚起</li> </ul>
5. 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種（集団的接種）の体制構築</li> <li>特定接種の体制構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種の接種体制準備</li> <li>（国の指示に基づき）特定接種の実施</li> </ul>
6. 医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>都や関係機関と連携して地域医療の確保</li> <li>医療機関や関係機関との訓練等を通じて、連携を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症指定医療機関・感染症診療協力医療機関等と医療体制の確認</li> </ul>
7. 区民生活及び経済活動の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>配慮を要する者への生活支援等について、対象の把握と具体的手続き等の検討</li> <li>火葬施設等に関する把握、円滑な実施体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等の海外発生について、要配慮者や協力者に連絡</li> <li>一時的な遺体安置施設の確保等の準備</li> </ul>



◆ 新型インフルエンザ等の発生に備えた事業継続計画の考え方

新型インフルエンザ等の流行期に、感染の拡大を防ぎ、業務を継続するためには、感染拡大の可能性のある業務を積極的に休止するとともに、継続すべき業務を人員の状況に応じて絞り込む必要があります。

新型インフルエンザ等の発生に備えた新宿区の事業継続計画（以下「区新型インフルエンザ等対策BCP」）では、新型インフルエンザ等発生時において新たに生じる業務及び継続・縮小・休止する業務を事前に選定し、職員が欠勤する状況においても業務が遂行できるように、あらかじめ決めました。

区新型インフルエンザ等対策BCPの目標

目標1 区民の生命と健康を守る。	(基本方針1) 感染防止の徹底 (基本方針2) 保健医療体制の強化
目標2 区民生活を維持する。	(基本方針1) 区民サービスの継続の維持 (基本方針2) 業務を支える体制の確保

◆ 業務区分の考え方・実施方針

区新型インフルエンザ等対策BCPでは、区の業務を、新型インフルエンザ等の発生に伴い実施する「新たに発生する業務」に加え、通常業務を「継続業務」、「縮小業務」、及び「休止業務」に整理し、それぞれ「A」、「B」、「C」、「D」に区分しました。

また、最悪の事態が想定される都内感染期における業務の実施方針(A)・(B)・(C)の業務に必要な職員数が、全職員の60%以内となることを想定しています。

■業務区分の考え方及び実施方針

業務区分	業務の定義	人員	都内感染期（緊急事態宣言下）における実施方針
(A) 新たに発生する業務	(1)感染拡大防止対策業務 (2)危機管理体制上必要となる業務	↑ 全職員 の60% 以下 ↓	発生段階別に必要に応じて実施
(B) 継続業務	区の通常業務のうち、以下の点で「特に不可欠な業務」 (1)区民の生命や健康を守るための業務 (2)区民生活の維持にかかる業務 (3)休止すると重大な法令違反になる業務 (4)区の業務維持のための基盤業務		感染拡大防止対策を講じて実施
(C) 縮小業務	(1)継続・休止以外の業務 (2)対面業務等を工夫して実施する業務		職員数に余剰があれば、業務を縮小し*、かつ感染拡大防止対策を講じて、順次実施（この限りでない場合、都内感染期（緊急事態宣言下）には停止する）
(D) 休止業務	(1)感染拡大につながる業務 (2)その他、緊急性を要しない業務		感染拡大防止のために積極的に休止

※業務の縮小とは、対象者・取扱量の限定、簡素化した方法の選択などにより、通常より少ない人員で業務を実施することです。

◆ 全庁的な応援体制

新型インフルエンザ等の発生時、「新たに発生する業務」及び「継続する業務」を遂行するため、全庁的な応援体制を構築します

◆ 事業継続マネジメントの必要性

区新型インフルエンザ等対策BCPの推進を図るため、具体的な対応マニュアルの策定を進めるとともに、訓練を通じて計画の検証を行い、継続的に改善していきます。